



熊本県公報

号外第 1 号

平成 23 年 1 月 28 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○高病原性鳥インフルエンザ発生予防のための緊急消毒の実施…………… (畜産課) 1

告 示

熊本県告示第 104 号の 2

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 9 条の規定により、次のとおり家きんの所有者に対し、消毒の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和 26 年農林省令第 35 号)第 15 条の規定により告示する。

平成 23 年 1 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
熊本県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための緊急措置
- 2 消毒を実施する区域
熊本県内全域における鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう及びほろほろ鳥の飼養施設であって飼養羽数が 100 羽以上(だちょうにおいては 10 羽以上)のもの及び家畜防疫員が必要と認める飼養施設
- 3 実施すべき事項
消石灰等の消毒薬を飼養施設内(鶏舎周囲及び農場外縁部)に散布する。
- 4 実施期間
平成 23 年 2 月 1 日から平成 23 年 2 月 28 日まで